

教育委員会会議録

令和 7 年 5 月定例会

(公開)

教育委員会議事録
(令和7年5月定例会)

- | | | | | | |
|---|------|--|---|---|---|
| 1 | 日付 | 令和7年5月28日(水) | | | |
| 2 | 場所 | えびなこどもセンター 3階 301会議室 | | | |
| 3 | 出席委員 | 教育長
教育委員
教育委員 | 伊藤 文康
武井 哲也
藤吉 ひとみ | 教育委員
教育委員 | 濱田 望
海野 望 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長

教育部次長

教育部参事兼教育総務課長

教育部参事兼就学支援課長兼指導主事

教育部参事兼学び支援課長

就学支援課主幹兼就学支援係長 | 江下 裕隆

吉川 浩

近藤 直樹

山田 圭

田中 歩

菅野 英輝 | 教育部教育支援担当部長兼教育支援担当次長事務取扱兼教育支援課長事務取扱

教育部参事兼教育総務課文化財担当課長兼文化財係長事務取扱兼郷土資料館長兼歴史資料収蔵館長

教育部参事兼教育支援課教育支援担当課長兼支援係長事務取扱兼教育支援センター所長兼指導主事 | 麻生 仁

押方 みはる

小藺 洋

檀上 哲史 |
| 5 | 書記 | 教育総務課総務係長 | 小林 亮介 | 教育総務課主事 | 檀上 哲史 |
| 6 | 傍聴人 | 1名 | | | |
| 7 | 開会時刻 | 午後3時30分 | | | |

8 付議事件

(1) 教育長報告

(2) 報告事項

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 2 号 | 令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について |
| 日程第 2 | 報告第 1 3 号 | 物品の取得に関する意見の申出について |

(3) 審議事項

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 3 | 議案第 1 3 号 | 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 号 | 海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 1 5 号 | 海老名市文化財保護審議会への諮問について |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 号 | 令和 7 年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱について |
| 日程第 7 | 議案第 1 7 号 | 令和 7 年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について |
| 日程第 8 | 議案第 1 8 号 | 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について |

(4) 審議事項（非公開案件）

- | | | |
|-------|-----------|------------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 1 9 号 | 個人情報開示請求の審査請求に対する個人情報保護審査会への諮問について |
|-------|-----------|------------------------------------|

9 閉会時刻 午後 4 時47分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望がございます。傍聴人につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させていただきます。

本定例会の議事録署名委員は、藤吉委員、海野委員にそれぞれよろしくお願いします。

それでは、教育長報告をいたします。

初めに、主な事業報告でございます。

4月18日(金)は前回教育委員会4月定例会がございました。

19日(土)は少年消防クラブ入会式で、今年は最多人数の約60人いました。そして、海老名市PTA連絡協議会新単位PTA会長予定者会が行われました。

20日(日)は、皆さんにもご出席いただいて、こどもセンターで総合教育会議を開いたところでございます。

22日(火)は最高経営会議がございました。最高経営会議の後、自治体DX推進本部会議とえびなSDGs推進本部会議が行われたところでございます。子育て支援チーム会議を行いました。そして、拠点校指導員連絡会がございました。初任者を指導する拠点校ということで、学校OBの先生たち、退職された方々の連絡会でございます。図書館教育担当者会がありました。

23日(水)は、2回目の4月校長会、海老名市はやし保存連絡協議会総会がございました。海老名市文化芸術協会総会がございました。民生委員児童委員研修会講話をしたところでございます。自閉症児・者親の会総会があって、会議の前に挨拶をしました。

24日(木)は、市長定例記者会見、おはなしたまてばこ総会がございました。県央教育事務所管内教育長会議がございました。

25日(金)は海老名市議会臨時会が開催されました。そして、県教育委員会訪問をしたところでございます。その後、教育委員会歓送迎会ということで、皆さんにもご出席いただきました。

27日(日)は手をつなぐ育成会総会でございました。

28日(月)は国際教育担当者会、29日(火)は肢体不自由児者父母の会総会でござい

ました。

30日（水）は県教委市町村教育長会議がありました。学校用務員会議が行われました。

5月に入り、1日（木）は教育委員会辞令交付式、子育て支援チーム会議がありました。そして、フルインクルーシブ教育関係で藤沢市議会議員行政視察を受けたところでございます。県央教育事務所長来館がありました。外国語教育推進協議会がございました。

2日（金）は幼保小中合同引き渡し訓練が行われたところでございます。

ゴールデンウィークに入っているのですが4日（日）は、緑化フェスティバル、海老名高校野球体験会があり、訪問しました。ご家族で来られた方が多く、海老名高校野球部の生徒があまり野球をやったことがない子どもたちと野球体験会をやりました。

続いて、7日（水）はえびなっこしあわせプラン推進委員会、8日（木）、9日（金）と関東地区都市教育長協議会総会及び分科会がございました。8日（木）は5月校長会議もありました。この2日間で私は関東地区都市教育長会議の会長に就任したところでございます。

○濱田委員 おめでとうございます。大変ですね。

○伊藤教育長 私は大変ではないのです。事務局が大変なのです。

10日（土）はフルインクルーシブ教育に係る高校生面会がございました。高校生ですがフルインクルーシブに興味を持って、いろいろ活動をしている人がお会いしたいということで、面会を受けたところでございます。海老名市PTA連絡協議会単位PTA会長会がございました。

11日（日）は湘北教職員組合定期大会ということで、年に1回の総会が海老名市の文化会館小ホールで毎年行われるので、開催市ということでいつも話をさせていただいてるところでございます。

12日（月）は県・市フルインクルーシブ教育推進会議ということで、この中で県の花田教育長が、来年は、県教育委員会としては海老名市の小中学校19校にフルインクルーシブ教育を進めるための非常勤教職員を配置するという意向を示されました。あとは、議会としてそれがどのように承認されるかということでございます。続いて、沖原先生叙勲伝達式がありました。教育長でもありましたので、どこかで教育委員の皆さんと叙勲を祝う会のようなものを開催したいと考えております。その際はご協力いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

13日（火）は校長グループオンラインミーティングがありました。去年行った際は、オンラインミーティングに慣れておらず集まってきませんでしたが、今回は1名遅れましたが集まることができました。

14日（水）、15日（木）、16日（金）と全国都市教育長協議会総会・研究大会がありました。その日の朝、サル出沒対応で職員巡視がありました。まだ猿が秋葉山とかその辺にいるみたいです。海老名から動かないので、押方文化財担当課長、来週、秋葉山に行くときは気をつけてください。

○文化財担当課長 気をつけます。

○伊藤教育長 17日（土）は海老名中学校区青健連総会に出席しました。17日（土）、18日（日）と平和音楽祭from海老名が行われたのですが海老名市の元教員の方が主催して、根本さんという合唱指導と吹奏楽の指導をされている方が行っている音楽会に出席したところでございます。

20日（火）は、子育て支援チーム会議、最高経営会議、社会を明るくする運動推進委員会がございました。バスケットボール寄贈式ということで、市内で子どもたちにバスケットボールの指導をしている指導員さんが今年は3校に3つずつバスケットボールを寄贈いただきました。これからもできれば継続して全部の小学校に寄贈したいという意向のようでございます。

21日（水）はWE21ジャパン海老名定期総会に招かれ、挨拶をしてまいりました。WE21ジャパン海老名は様々な平和活動や環境活動等を行われている女性の方の組織であります。和座海綾租税教育推進協議会定期総会が大和税務署でありました。

22日（木）は、校長先生方と話し合う校長連絡会、大櫓ボランティア清掃に挨拶に行きました。自分たちのまちのシンボルで、櫓ロータリークラブという名前もついているので、その方たちは毎年1回、国分の大櫓を清掃することをすごく意義深く感じているような気がしました。教育支援センター運営協議会がありました。

23日（金）は県都市教育長協議会総会ということで、今年から2年間、平塚市が会長になりますので、午後、平塚市に行ったところでございます。午前中は不登校支援団体連絡会・協議会を行いました。

26日（月）はよりよい授業づくり学校訪問で門沢橋小学校に行ってまいりました。

27日（火）は、市長定例記者会見、市主催研修「えびな地域講座」ということで、教育指導員の笠原先生を講師に海老名の歴史、また、温故館等にも行ったので、押方文化財

担当課長にも対応していただいたところでございます。あと、部活動推進協議会がございました。

28日（水）、本日は教育委員会5月定例会、教育課題研究会、昼過ぎまで東京都北区教育委員会訪問をしてまいりました。関東地区都市教育長協議会の会場だったので、そのお礼をしに行ってきたところでございます。

主な事業報告は以上でございます。

皆さんから何かありましたらお願いします。

あと、挿絵の猿とかパトカーの大胆な絵は、今年度から檀上が担当になっています。去年までは片山が担当だったのですが今年度から檀上が担当でやっています。

皆さんから何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 コメントということではないのですが「みんなの声を聞いて」ということで、我々は、私の立場として、教育委員の皆さんの立場として、海老名市の教育や教育行政を進めなければならないのですが、そのためにいろいろな人の意見を聴きます。本当に様々で、人によって違って、全部に首を縦に振っているわけにはいなくなってしまうようなときがあるのですが、だからこそいろいろな人の声を聴かざるを得ないというのは逆に実感しているところでございます。同じ先生たちでも全然違うし、同じ保護者でも全然違うし、どうしたらいいかなと思うぐらい皆さんいろいろな意見があります。でも、そういう中で聴かなければいけないということで、私自身は教育施策を何年もいろいろ考えた中でこうやって進めようというようにやっているところでございます。

ただ、それを進めるためには声を聴かざるを得ないということで、逆に言うと、自分で考えてはいるのですが、そこで自分の独りよがりにならないように、自己中心的にならないように、また、方向性を間違えないように教育委員さん方にもいろいろ声をかけていただいています。よく言われるような裸の王様だけには教育長という立場でならないように、みんなの声を聴いていきたいと考えるので、どんどん私に意見や助言をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

そういうことがずっと書いてありますので、海老名市教育委員会としても、今年度もみんなの声を聴いて施策等を進めてまいりますので、そういう意味でこの5人でも大いに話し合って進めていきたいと思いますということが書いてあるところでございます。皆さん、改めて、今年度もよろしくお願いします。

○濱田委員 よろしく申し上げます。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第 1、報告第12号、令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料 1 ページをご覧ください。報告第12号、令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてご説明申し上げます。こちらは、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し、申出したので、同条第 2 項の規定により報告いたすものでございます。

報告理由といたしましては、令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を臨時代理して行ったためでございます。

資料 2 ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったことから、その旨を報告いたすものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。5月16日付で市長から意見を求められましたが、令和 7 年第 2 回海老名市議会定例会に上程する補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、その対応に急施を要したことから、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件につきましては、令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分でございます。

4、海老名市長からの意見照会文でございます。こちらは資料 4 ページに添付してございますので、後ほどご高覧いただきたく存じます。また、教育委員会からの申出文書は資料 5 ページに添付しておりまして、令和 7 年 5 月 22 日付で申出をしておりますので、併せてご高覧いただきたく存じます。

資料 2 ページへお戻りください。5、スケジュールでございます。令和 7 年 5 月 16 日付けで意見照会、同月 22 日に意見申出書を提出、同月 30 日から始まります令和 7 年第 2 回海老名市議会定例会へ上程いたします。

6、根拠法令につきましては、後ほどご高覧いただきたく存じます。

続いて、資料 3 ページをご覧ください。令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算第 2 号教育委員会所管部分の資料でございます。

1、歳入歳出予算補正の(1)歳入でございます。15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、1 節教育総務費補助金、細節 4 フリースクール等利用児童・生徒支援事業費及び細節 5 市町村立学校働き方改革加速化補助金の 2 件でございます。それぞれご説明いたします。

まず、細節 4 フリースクール等利用児童・生徒支援事業費の所管課は教育支援課でございます。補正額は 150 万円でございます。説明欄をご覧ください。補正理由としましては、令和 7 年 4 月に神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金が創設されたため、本補助金を当市で実施しております海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助事業の経費に充当するものでございます。

続きまして、下段、細節 5 市町村立学校働き方改革加速化補助金の所管課は就学支援課でございます。補正額は 413 万 7000 円でございます。補正理由といたしましては、令和 7 年 4 月に市町村立学校働き方改革加速化補助金が県によって創設されたためでございます。この補助金ですが市町村立学校における教職員の働き方改革を加速させることを目的に、神奈川県が令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間の臨時的、特例的な措置として実施する当補助金を歳入として計上いたすものでございます。

続きまして(2)歳出でございます。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、細目 5 教育指導充実事業費、細々目 13 教育指導体制確保事業費でございます。所管課は就学支援課でございます。補正前額は 212 万 3000 円、補正額は 422 万 7000 円で、補正後額は 635 万円となっております。説明欄をご覧ください。補正理由といたしましては、学校と保護者との間で生じております困難な問題の解決のため設置いたしました学校代理人業務委託事業を今年度新たに制度化しております。現在対応中であります案件に想定以上の経費を要しております。そのため、今後の対応にさらなる経費が見込まれるため、今回補正予算を組んだところでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対してご質問等ありましたらお願いいたします。

補正予算ということで、歳入は、当初予算に組まないで、事前に連絡はあったのですが県議会で承認されて 4 月に送付されたので、ここで歳入を確定できたということで、6 月

の第2回定例会にこれを補正予算として上げるということでございます。

フリースクールは、4月は海老名市の単独事業として行っていたのですが、県が3分の1を補助金として出すということです。下の働き方改革は10分の10ということで、県が全て市町村に補助として出すということです。実際の支出は、要するにスクールロイヤーはスクールロイヤーで雇用しているのですが、現状弁護士が対応せざるを得ないような案件があつて、その費用に充てたいということでございます。県教育委員会は県教育委員会で教職員の働き方改革で様々だから、これをもって初めてスクールロイヤーを充当する市町村もあつたりします。だから、県のメニューで出してきたもののほとんどは海老名市は既に単独でやっていることなのです。そういう意味では、まだ他市はやっていないようなことにも使つて、少し研究しながら対応を進めていきたいという考え方でございます。いかがですか。

○海野委員 フリースクールの補助金が創設されたということで、先ほど3分の1とおっしゃっていたので、457万円ぐらいですね。実際フリースクールの制度を利用されている方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育支援担当課長 利用している件数としましては、昨年度の申請実績で申しますと35件ほどでございます。

○伊藤教育長 月1万5000円で12か月分、35人分ですので。県が3分の1出してくれるだけでも助かります。

○武井委員 歳入の5番なのですが働き方改革加速化補助金について、細かい科目とか、こういった内容で使われているとかがあれば教えていただきたいです。

○就学支援課長 我々として挙げているメニューは、働き方加速化補助金、先ほど教育長が申し上げたように、新規のメニューか、拡充分かということで県教育委員会から来ました。海老名市では新規がほとんどないのです。例えば留守番電話の設定であつたり、採点システムの導入だったり、県ではメニューを挙げてきているのですが、海老名市では先行して取り組まれているものばかりだったので、市として挙げられるものとしてはスクールロイヤーの拡充分ということで、代理人弁護士というところに予算要望して、それに使うようなことになっています。

○就学支援係長 補足をさせていただきます。この歳入に入ってくる働き方改革加速化補助金には今申し上げましたスクールロイヤーに加えまして、教育支援課で進めておりますICTの支援補助の拡充分も含まれております。

○伊藤教育長 ICT学校支援員の日数を増やす拡充分です。

○武井委員 なるほど。

○濱田委員 でも、加速しているのでしょうか。

○伊藤教育長 加速化補助金ということですがそのメニューというのは、例えば、先程申し上げたように海老名市はずっと前から留守番電話をやっているが、取りつけていない学校はいっぱいあるのです。今、海老名市では、校長室等の電話は録音機能がついているはずですが、それもついていない市町村がいっぱいあるのです。採点システムは2年前から海老名では始めたのですがそういうものもやっていない市町村が結構あります。結構な部分を海老名市は市単独で、働き方改革でどんどん予算を費やしていたのですが、そこで言われたのが市町村格差です。海老名市はそうやって市単独でやります。財政力とは呼べないですが、市長の理解があって、予算がつけられています、予算がなくて全然取り組めない、進められない市町村もあるので、そういう意味で県教育委員会として取り組んでいます。そのような環境で働いている県費負担教職員の働き方改革なので、市町村で任用した職員ではないのです。給与も県から出ていますので、自分たちの採用した教員たちが配置された市町村によって働き方改革の手当に格差ができていくということが1つの問題なので、県全体がいろいろなことに取り組めるようにということで補助金を創設したということです。

○濱田委員 ですが、これは逆ですよ。格差があるから加速化して、例えば先行市に追いつくんだというような加速化であれば、先行市のそれまでの投資に対する県としての立場は何もないのですか。これは教育長に質問しているわけではないのですが、先程からお話を聞いているとそういう疑問を感じますよね。

○伊藤教育長 働き方改革の県の方針があって、海老名市は海老名市としての方針を持っているのです。各市でも計画をつくることになっており、つくったものを市単独で予算化して遂行してきた、計画を進めてきたということなので、その計画が進まないという状況の中にあるということだと思ふのです。

○濱田委員 先ほどメニューの中に拡充と新規しか認めないという内容がありました。これから議案として提案されたら当然いろいろな議論が出ると思いますし、質疑も出ると思いますが、明確に説明をしてきていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○伊藤教育長 それではよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしということで、日程第1、報告第12号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第12号を承認いたします。

続いて、日程第2、報告第13号、物品の取得に関する意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料6ページをご覧ください。報告第13号、物品の取得に関する意見の申出についてでございます。こちらは、物品の取得に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、申出をしましたので、同条第2項の規定により報告いたすものでございます。

報告理由といたしましては、1件2000万円以上の教育財産の取得に係る意見の申出を臨時代理して行ったためでございます。

資料7ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められ、異論なしとして申出を行ったことから報告いたすものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。こちらは、令和7年第2回海老名市議会定例会に上程する物品の取得に関する契約締結につきまして、5月16日付で市長から意見を求められましたがその対応に急施を要したことから、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件でございます。こちらは、物品の取得について令和7年度教育用タブレット端末等購入でございます。タブレットの内容につきましては、9ページ、10ページをご覧ください。これは議案書の内容と同じものになってございます。内容は2の物品名及び数量でございます。今回購入するタブレット端末の個数は、3777セットです。契約の方法につきましては随意契約ということで、契約金額は1億7657万4750円、契約の相手方は株式会社有隣堂厚木営業所所長になってございます。10ページはタブレット端末等購入概要になっています。今回は小学

校1年生から3年生までを対象としておりまして、OSはアップル社のiPadOSとなっております。その他、カメラ、Wi-Fi通信機能の条件を設定いたしまして、今回は神奈川県が共同調達しているところですので、神奈川県の入札結果に基づき、今回は株式会社有隣堂と随意契約をするというものでございます。

7ページにお戻りください。4、海老名市長からの文書でございます。資料8ページにつけております。また、併せまして、教育委員会からの申出文書につきましては資料11ページに添付してございます。

5、スケジュールでございます。令和7年5月20日に仮契約を行っておりまして、今月30日に令和7年第2回海老名市議会定例会へ上程いたしまして、ご判断をいただいた後、今年の9月30日までを納入期限とするものでございます。

6、根拠法令は後ほどご高覧いただきたく存じます。

説明は以上となります。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対してご質問等ありましたらお願いいたします。

県の共同調達は、文部科学省が全体でこれだけの補助金を出すということで来たのですがただ、その条件として、文部科学省は、各都道府県は共同調達でこのような形で進めてほしいということで、我々も委員を出して、海老名市としてこういう条件のものが欲しいという話はして、県が入札して、決定したのがその業者だったということです。随意契約で進めるということで、30日に議決が得られればそのまま本契約して、9月、夏休み明けには納入されるような形で進めたいと思っております。

○濱田委員 2点、質問があります。1点目は、先程1年生から3年生に3777セットというお話だったのですが、その数で全タブレットが更新されるのか確認したいです。

2点目は、この契約金額1億7600万円という中で、補助金等が入って、市の負担額は何のくらいになるのかということです。教えてください。

○教育部長 では、1点目の3777台で足りるのかということですが、現在、見込みの児童数というのが3500名ほどおります。それプラス予備機というものも全体のうちの15%以内であれば可と国は定めておりますので、その台数も合わせまして3777台、故障したときの対応分も含めて、そこは1年生から3年生で対応可能となっております。

2点目の補助率、市の負担額についてです。市の持ち出し分になるのですが、1億7000万円強のうち3分の2は国の補助になっております。3分の1は市の持ち出しとな

っております。

○伊藤教育長　今回は説明したとおりで、また年度ごとの更新ですので、これが続きます。そういう中では市としては、小学校5年生と6年生はクロームブックにするということで決定しています。5、6年生から中学までクロームブックを使います。つまり、iPadは1年生から4年生です。1年生から4年生まで使うと機器更新で新しいものにし、小5で使ったクロームブックはできれば中3まで5年間使って、また新しくするということになります。

○濱田委員　途中で更新になってしまっても困りますね。

○伊藤教育長　そうなのです。できれば、スタートのときに持ったものを使い切って、そこで更新できるような形が一番いいのではないかと考えています。

それから、こういう機器は日進月歩なので、また新しいバージョンになったときの対応については、また1つ課題になると思います。コロナのとき、文部科学省は設置だけは100%、要するに自分たちで設置はしたが、その後はそのまま全部市町村に任せるということで、かなり教育長会等で、そんなことをされても維持できないことを国に訴えて、文部科学省も財政とやり取りして、何とかそれは認めてもらいました。でも、それもいつまで国として続くかどうかというのは少し厳しいところ、先が読めないところがあります。

ただ、次回の学習指導要領、要するに国としての教育内容の方針の中でも、1人1台端末を活用して子どもたちに学力等を身につけさせる、学びを変革することが方針としてまた強く打ち出される方向ですので、国としてはこれをずっと維持していきたいと考えています。

○濱田委員　分かりました。これは毎年このくらいの規模になってしまうのですか。

○伊藤教育長　そうです。

○教育部長　今、教育長からお話したように、次年度以降は小学校5、6年生、クロームブックに替えていく予定であります。毎年2000台程度を更新していくような計画となっております。

○濱田委員　毎年ですか。もう完全に固定経費ですね。

○教育部長　そのとおりですね。

○伊藤教育長　大きな額なのです。もう少しICT機器等が安いといいのですが。

○武井委員　でも、共同購入というのは、もうその時点で決められた機種ということですよ。

○伊藤教育長 そのとおりです。県として実施します。それでは、報告第13号、物品の取得に関する意見の申出について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第13号を承認いたします。

ここからは議案となります。

続いて、日程第3、議案第13号、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料12ページをご覧ください。議案第13号、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、教育長が行った行政処分に対する審査請求先を明確にするためでございます。

詳細につきましては近藤教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 それでは、資料13ページをご覧くださいと思います。

まずは概要でございます。当規則におきましては「不服申立てに関すること。」は教育長への委任事項から除外されており、教育長が行った行政処分に対する審査請求先が不明確になっていました。文部科学省から、さきに教育長が行った行政処分に対して、審査請求する場合の宛て先は教育長となる旨の通知がございましたので、改めて上位法との整合などを図りながら、教育長が行った行政処分に対する審査請求先を明確にするために、規則の一部改正を行うものでございます。

2、改正内容につきましては、資料14ページから16ページに添付しておりますので後ほどご覧いただければと存じます。

3、施行日については公布の日といたします。

4、今後の予定につきましては、本日の5月定例教育委員会で審議後、6月の政策会議、最高経営会議で報告いたしまして完了となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 変更の内容をもう少し説明してもらっていいですか。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長　まずは、先ほど申し上げましたとおり、行政不服審査法で不服申立ての在り方というか、今までの捉え方は審査請求に関わるものとなっております、第2条の16号が読み取ることができないため、文言を整理させていただいたものでございます。大きくは以上であります。

○教育部長　行政不服審査法では不服申立てによる審査請求というような表現になってございます。今回、改正しない場合でも、不服申立てでも意味としては何とか通じるころはあると思いますが、法律に基づいて表現を整理しますと、審査請求というものが主たるものというところで、今回は改正で審査請求というような表現に変えました。そして、「教育長に委任された行政処分に係るものを除く」というところですが、もともとの第2条の規定が「次に掲げる事項を除き」とあるので、当然教育長を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するということで、ここで挙がっているものは教育長に委任しないものになりますので、あえてここで表現することも要らないのですが、教育長の行政処分というのは、就学援助、区域外就学、いろいろ権限を持っているところでございますので、そういったところと混乱しないために、あえてここでは「教育長に委任された行政処分に係るものを除く」と明文化させていただいたところでございます。

○伊藤教育長　要するに、教育長に委任する事項で、例えば議会に関わること等のほかに、これらのことが実際に出た場合は教育委員会として、それをある程度皆さんで審議する必要が出てくる場合があります。教育長に対してなされる審査請求については、教育委員会に権限はないため、私が決定するものですが、あえて「教育長に委任された行政処分に係るものを除く」と書くことで、わかりやすく整理して文言訂正したということですのでご理解いただければと思います。

皆さんから何か質問等ありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長　それでは、ご質問等もないようですので、議案第13号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長　ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第13号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第4、議案第14号、海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正につい

てを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** それでは、資料17ページをご覧ください。議案第14号、海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、引用条文及び字句の修正を行うためでございます。

詳細につきましては近藤教育総務課長からご説明いたします。

○**教育総務課長** それでは、資料18ページをご覧ください。

まず、概要でございます。本規程において、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則から引用する条文や字句の修正を行うため、一部改正を行うものでございます。

改正内容についてでございます。主な点で説明させていただきます。資料20ページをお開きいただきたいと存じます。第2条9号でございますが、機構改革によってできた所管によりまして、整理をしなければいけない案件が出たことに伴いまして、9号で所長、食の創造館や温故館を含むものとして機関の長とさせていただくもの、係長におきましては、学び支援課に若者支援室ができた関係での文言整理という中で係長を係長及び室長に替えて、係長等にするものでございます。そのほかにつきましては、これに合わせた改定となっているものと、第9条第2項で条例ズレが判明したものについて整理したものでございます。施行日については公布の日といたします。

今後の予定につきましては、5月定例教育委員会で審議後、6月の庁議で報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○**伊藤教育長** それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

江下教育部長、例えば食の創造館の館長や小菌教育支援担当課長なら教育支援センター所長、温故館長ということで、分かった時点でこれが替わらなかったのはどうしてですか。

○**教育部長** 申し訳ございません。正直申しますと、少し漏れがあったところでございます。ただ、教育総務課でこういった法制のチェックをしていただく方がいらっしゃいまして、現在いろいろとチェック、そこがあるかどうかを見ております。その中でこういった修正や指摘がありましたので、今回改正させていただいているものでございます。

○伊藤教育長 だから、本来であれば職が新しくなった時点で改正すべきことだったが、これについても再度チェックをしていただいた中で判明したので、早急にこれを改正するということですね。では、これからもたくさん出てくるのですか。

○教育部長 出てこないよう、鋭意努力したいと思います。

○伊藤教育長 分かりました。

○濱田委員 大変ですが頑張ってください。

○教育部長 すみませんでした。

○濱田委員 教育行政は本当に幅広いし、ミニ市役所みたいな形で全ての機関が入っていますから、関係条文等を全てチェックするのは非常に大変だと思うのです。過去にもそういう例はたくさんありましたが今後はないように努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤教育長 確かに濱田委員がおっしゃるように、市長部局は市長部局であるのですが教育委員会は極度に大きいから、規則等も多く有しています。そういう職をしてくださる方に去年から専任で入っていただいたので、これをいい機会に進めていただきたいと思います。

○濱田委員 甘えてはいけません。

○教育総務課長 甘えてはいけないという声がありました。甘えている部分も確かにあるのですが、経験値のある方がそこに就いて教育委員会全般の条例、規則を見直していただいている状態にはございます。その経験値だけでやっているわけではなくて、当然文書法制課とも協議して、何回もやり取りをして、詰めて、こういう解釈はできるかという内容を整理して行っているものです。必ずしも経験値や知見だけでやっているものではありません。そのやり取りも文書法制課と整理した上で対応しています。その中で、先程言ったタイムラグが出てくる可能性は出てきてしまいます。申し訳ないのですが、そういうやり取りも含めて対応しているということをご理解いただければなと思います。よろしくお願いします。

○伊藤教育長 市の職員としては、そういう意味では、皆さん、すごくいい経験というか、ここで職務を身につけているというか、それは本当に大事にして進めてくださいね。

それでは、いろいろまた議論が広がりましたが、議案第14号を採決させていただきますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第14号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第5、議案第15号、海老名市文化財保護審議会への諮問についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料23ページをご覧ください。議案第15号、海老名市文化財保護審議会への諮問についてでございます。

提案理由といたしましては、海老名市文化財保護条例第5条に基づく海老名市指定重要文化財の指定について、同条例第28条第3項の規定に基づきまして、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行うため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては押方文化財担当課長からご説明申し上げます。

○文化財担当課長 資料24ページをご覧くださいと思います。海老名市文化財保護審議会への諮問についてでございます。

1の概要につきましては、ただいま申し上げた提案理由のとおりでございます。

2の諮問理由についてでございます。海老名市の祭囃子につきましては、委員の皆様もよくご存じかと思いますが、市域に祭囃子という形で現在17地区で伝承されております。その成立については、最も古い地区で江戸時代に遡るものでございます。昭和初期には、12から14地区の祭礼等で囃子の奉納や披露がされていましたが、太平洋戦争開戦頃にほぼ全ての地域で中断してしまいました。その後、昭和50年前後に多くの地区で再開、復活しまして、昭和52年に海老名市はやし保存連絡協議会が発足しました。以降、新たに発足した地区も加わりまして、協議会として市民まつりへの参加や新春はやし叩き初め大会の開催などを通じまして、各地区のはやし連の活動を促進して、郷土の民俗芸能として継承しているところでございます。

しかしながら、子どもが少なくなっていることや新型コロナウイルス感染症による社会的な影響などによりまして、お囃子を一時中断せざるを得ないような状況になったことが影響して、祭囃子の後継者が減少しつつございます。貴重な地域の民俗芸能である海老名の祭囃子の保存と継承のために措置が必要と認めまして、海老名市指定重要無形民俗文化

財として指定するとともに、海老名市はやし保存連絡協議会を保持団体として認定したいということでございます。

諮問文書案につきましては次のページになりますが、指定重要文化財の候補といたしましては、名称として海老名の祭囃子、区分としては指定重要無形民俗文化財、無形民俗文化財ですと、保持団体を指定しなければいけないため、それが海老名市はやし保存連絡協議会、会長は大塚さんという方になっております。こちらを保持団体としたいと考えております。

25ページは本件の条例ですので、ご高覧ください。26ページに諮問書の案をおつけしております。

海老名市指定重要文化財の指定について。海老名市文化財保護条例第5条に基づく海老名市指定重要文化財の指定について、同条例第28条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1. 諮問事項です。海老名市指定重要無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定についてです。

2. 諮問の理由については、先程申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたら願いいいたします。

無形文化財となると保持団体というのが必要だったのですね。

○濱田委員 条例の詳細まで知らなくて申し訳ないのですが、根拠条例の第5条の指定の4項に「無形民俗文化財等の保持者等を認定するときは、保持団体にあつては、その代表者の同意を得なければならない。」となっていますが現時点で同意を受けているのか、まだこれから受けるのか、教えてください。

○文化財担当課長 現在同意を得ております。スケジュールのご説明が抜けてしまいましたが令和6年1月からはやし保存連絡協議会の皆様から指定についてのご相談を受けておりまして、1年強かけて各地区のはやし連、保存団体の調査を行ってまいりました。基本的な調査がほぼ終了しまして、令和7年4月23日に海老名市はやし保存連絡協議会の総会で指定の同意をいただいております。今後は、本日諮問にご承認いただきましたら、文化財保護審議会で諮り、令和7年度中に再度教育委員会で議決を求めまして、指定という形に持っていきたいと考えております。

○濱田委員 ありがとうございます。分かりました。今1年以上かけて各はやし連を調べられたというお話がありましたが、海老名市も17団体あると、いろんな個性というか、特性があるかと思うのですがもし参考になるような、何か特徴みたいなものがあったら教えてください。例えば、地区によって全然違うと思うのですが、その流れや今までの経過、江戸時代からのものとか、いろいろな種類があらうかと思うのです。

○文化財担当課長 特徴につきましては、現在調査の中のまとめをしているところではございますが、海老名市は以前、海老名町あるいは海老名村と有馬村に分かれておりまして、おおむね南北で少し系統が違います。ただ、大谷につきましては、どちらかと言えば南部のほうの系統に所属します。全体的には江戸の祭囃子の系譜を引いているものと考えられておりますが、北部は大和市や座間市、綾瀬市といったところから伝播があった、交流があったことが分かっております。また、南部につきましては、平塚の田村や茅ヶ崎の柳島といったところからの伝播あるいは交流があったことが分かっております。また、厚木の戸田とのやり取りというのも門沢橋と南部の川沿いの地区というのはございます。

違いですが、北部と南部でおおよそ違ってきているのですが、はやしの言葉というのがありまして、例えばかけ声なんかも、北部はキーターと言ったりするのを南部はソーレーと言ったり等、はやしのたたき方が違います。あまり楽譜はなくて、言葉で覚えていくような形なのですが、南部はスコットロックというような言い方をするとところがあったり、違うところはトンツクやテンテケ等、少し言い方が違ったりするのです。これは演目によっても変わるのですが、演目の読み方も各団体で少しずつ違っていて、少し方言が入るような形もあるのかもしれないのですが、同じ楽曲を示していても、少し呼び方が違ったりするところもあります。そういった細かい調査票をつけて、楽曲につきましても中学校の音楽教員の甲賀先生に各団体の代表的な譜面を起こしていただいております。そういったものを全部つけて、調査報告書という形で審議会に諮りたいと考えております。

また、一番古くから伝わっているのは江戸時代だと思われるのですが、北部と南部で一、二か所ぐらいから同時期に広がって、その後、大正、昭和とまた少しずつ広がっているような形跡がうかがえます。

○濱田委員 ありがとうございます。非常に貴重な文化財になろうかと思えますし、市内の単位はやし連を見ますと、17団体ありますが休会中というところも見受けられますので、ぜひともその活動や過去の経緯を広く皆さんに知らせていただいて、この活動が末永く続くようにご尽力いただきたいと思います。調査結果に期待しております。ありがとう

ございました。

○海野委員 今、海老名市の中に17団体あると思うのですが、ほかの地域でもこのぐらいあるものなのでしょうか。海老名は多いほうなのかというのが気になっています。

○文化財担当課長 近隣地域では海老名は数も割と多いほうかとは思いますが、やはり東京等、もっと多いところもございます。座間にも複数の団体があって、協議会として各団体がまとまって活動していらっしゃいますが、海老名市が先行してやっていて、こういった協議会みたいな形があったからこそ、体会しているところはあるのですが、17団体消えてしまうところはなく、続いていると思います。ほかのところでは、例えば田村ばやし等という形で、1つのはやし連が大きく存続しているようなところが多いかなというところではございます。

○海野委員 たたき手とか、指導者が練習しているところでもありますので、また、休会中のところもあります。今回の諮問を進めることによって、また少し後押しになるといいなと思います。

○武井委員 無形文化財というか、民俗芸能ということで、海老名の祭囃子という文言、言い方なのですが、「囃子」の前に「祭」がついたのはどういった経緯なのかなと思って伺いしたいです。

○文化財担当課長 指定の名称につきましては、文化財ということもありまして、一定程度学術的なものがあるのですが、系統としては江戸の祭囃子を系譜としていることがあります。海老名だとあまり「祭」をつけることはないので、演奏するときは祭りのときということで、祭りのための囃子という部分はあるというところなんです。名前については文化財的な観点から「祭囃子」としております。

○武井委員 なかなかお祭り以外でたたくこともないのですが、よく考えるとこういう人たちの発表の場はたたき初め大会やイベントというような場しかないのかなと思ってます。

○伊藤教育長 確かにそうですね。

○武井委員 また違った場をつくるのもかえって難しいのかなとも思ったりしています。

○伊藤教育長 様々な芸能、歌舞伎とまでは言いませんが、お囃子みたいなものがいろいろなジャンルとしてあって、そこに住んでいる人たちのお祭りの1つのジャンルとして「祭囃子」という部分で、海老名市としてはそれを名称にして承認していく。だから、これが神事か何かのための囃子みたいになると全然違うので、今、我々海老名市内に残って

いるのは祭囃子源流にあって、それで実際の祭りのときに使われているものという意味で、文化財が1つのジャンルとして、指定していきたいということです。

○藤吉委員 豊受神社の件では文化財係にいろいろとお世話になって、補助金も頂いているのですが、後継者が少ないということと指導者がポケットマネーで子どもたちにアイスクリーム等を練習のたびにお出ししていることを耳にしました。自治会とか神社運営費からも補助金は出ているのですが、ぜひ無形民俗文化財になったことを機に、何かしらはやし連のほうに恩恵があるといいのかなと思っております。

○文化財担当課長 海老名市はやし保存連絡協議会へは、現在も補助金という形で年間お出ししているのですが、郷土の芸能に対してはいろいろなところから助成金や応募するものがあつたりするのです。海老名の指定重要無形民俗文化財という名称がつくことによって、そういったものが獲得しやすくなる部分もあるのではないかと思います。我々、そういう助成金等を取りたいという団体が現れたら、太鼓の張替えや新調というのが一番お金のかかるところでありますので、そういったところの後押しになるのではないかという部分もございまして、大衆的なものではあるのですが、文化財としての指定をここでかけたいという意味でもございます。アイス等は補助金として出しにくいのですが、使う道具や演奏するときにかかる費用について何かできればいいかなと思っております。

○伊藤教育長 ただ、一回、大谷のはやし連等で生命保険会社のような団体から頂きましたよね。

○文化財担当課長 クオリティオブライフ文化財団という生命保険会社の明治安田生命が出資している財団があつて、大谷のはやし連はそこから助成金を頂いております。ただ、この団体以外にも郷土芸能に対する助成金というのはかなりございまして、私たちを介さずに、いろいろなところに応募して助成金をもらって、獅子舞の獅子を作ったとも聞いておりますので、指定がつけば応募も自分たちでしやすくなると考えております。

○伊藤教育長 分かりました。それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 諮問ということで、また審議会から答申があります。それでまた、教育委員会の中で審議して、決定するという形になると思いますのでよろしく願います。

それでは、議案第15号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長　ご異議なしと認めます。よって、日程第５、議案第15号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第６、議案第16号、令和７年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長　それでは、資料28ページをご覧ください。議案第16号、令和７年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱についてでございます。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、非常勤特別職を委嘱するためでございます。

資料29ページをご覧ください。１、概要でございます。海老名市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、海老名市文化財保護審議会委員の委嘱を行うものでございます。

２、文化財保護審議会委員についてでございます。文化財保護審議会委員は、市内文化財の保存及び活用に関する重要事項について委員会の諮問に答え、また意見を具申し、このために必要な調査研究を行うものとして教育委員会が委嘱する者でございます。

３、委嘱期間でございます。委嘱期間は令和７年６月１日から令和９年５月31日までの２年間でございます。

４、委嘱する者でございます。委嘱する者は井上泰氏を継続して委嘱したいものでございます。

備考につきましてはご高覧いただきますようお願いいたします。

なお、資料30ページに海老名市文化財保護審議会委員・専門委員委嘱者等名簿を添付してございます。こちらもご高覧いただければと思います。

なお、井上泰氏を除きました９名につきましては、令和６年４月１日に既に委嘱を行っておりまして、現在任期中という状況となっておりますので、今回の委嘱対象ではございません。

説明は以上となります。

○伊藤教育長　それでは、ただいまの説明について、押方文化財担当課長、井上氏だけ委嘱期間が違うのですが、どんな事情なのか、少し説明をお願いしますか。

○文化財担当課長　文化財保護条例を改正して、その後、委員になっていただいた方で、

そのタイミングが6月になってしまったということで、少し年のずれが出てしまっております。

○伊藤教育長 文化財保護条例の改正のときに井上氏に委員になっていただいたということですか。これは、これからずっとこの形でしょうか。どこかでうまく修正したりするためには、やはりいろいろなことを改正しなければならないのでしょうか。1.5年ぐらいでいいから、1回任期を3月31日で切って、4月1日からというのはどうですか。

○文化財担当課長 条例上、任期が2年なので、そろえたとしたらそういう形になろうかと思います。

○伊藤教育長 条例改正するのもまた大変と思いますが少し検討してみてください。

委員の委嘱は継続ということでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第16号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第16号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第7、議案第17号、令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料31ページをご覧ください。議案第17号、令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてでございます。

提案理由につきましては、海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会の意見を奨学生の決定に反映したいためでございます。

詳細につきましては山田就学支援課長からご説明申し上げます。

○就学支援課長 それでは、資料32ページをご覧ください。令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についての詳細でございます。

(1)趣旨でございます。海老名市奨学生を選考するに当たり、海老名市奨学金条例第6条の規定により、海老名市奨学生選考委員会に諮問したいものでございます。

(2)諮問文書につきましては33ページに掲載してありますので、後ほどご高覧いただ

れだと思います。この諮問文書のほか、面接結果等を添付して諮問する予定でございます。

(3)については後ほどご説明いたします。

(4)経過及びスケジュールでございます。令和7年5月上旬から、本日も奨学生の申請者について面接を実施しております。本日、定例教育委員会にて諮問の決定をいただきたいものでございます。6月上旬、所得要件の最終確認を行います。今月16日、海老名市奨学生選考委員会への諮問、同日で海老名市奨学生選考委員会開催・答申の予定となっております。6月26日、定例教育委員会において海老名市奨学生の決定をいただきたいものでございます。

それでは、資料34ページをご覧ください。過去の奨学生選考実績と本年度の申請状況についてでございますが、下の(1)から(6)までを読み上げさせていただきます。

(1)学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校の後期課程、高等専門学校・専修学校（第3学年まで）に在学する生徒の夢や目標の実現に資するため、勉学、文化芸術、スポーツ、その他の活動に励むことが経済的に困難なものに対し、その負担軽減を図ります。経済的状況は、生活保護認定基準の1.4倍で生活保護受給者は対象外でございます。

(2)支給額は年額80000円で返済の必要はありません。

(3)今年度の申し込み人数は66名（※）で昨年度と比較すると8名の減です。新規申請は23名で、うち18名が1年生の申請です。

(4)5月14日～下旬にかけて、指導主事による面接を実施いたしました。

(5)6月に課税状況から所得要件の最終確認を行います。

(6)給付決定者には身元保証人（市内在住の成年者）の保証書を求めます。

なお、35ページに奨学生選考委員会委員名簿を参考に添付しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○海野委員 今こちらの申請状況の紙を見ていて、今回、66名（※）応募で少なめになっているのですが、特に今年募集内容等で変わったところ、募集の仕方等を変えたことはあったのでしょうか。

○就学支援係長 募集内容等につきまして、特段例年と変えたところはありませんが、強いて申し上げますと、昨年、申し込まれた方に対して、2月、3月部分の結果報告書の案内を注意喚起という形で送ったときに、次年度の申込書を送りました。今年は特に上がらなかったのですが、ただ、実際問題としまして結果の報告をいただいた方、今度3年生や2年生になる方で申込みをされなかった方が一定数いらっしゃったので、まだ申込みできますよという形でお声がけいたしました。そうしましたら、修学旅行の費用が負担だということ、修学旅行の費用に充てたいというところが大きく、申し込まれましたが、3年生になって8万円を使う予定がないという話を多くいただきました。そういうお声をいただいているのは、学校も海老名市等の近隣で交通費もかからず、特段部活等のお金がかかることもやっていないという方でした。

○伊藤教育長 丁寧に声かけをしたということです。高校生は2年生で修学旅行があるから、そのときの費用のために奨学金に申請したが、3年生になったら行かないからという理由を答えられたということですね。

先ほど申し上げたように諮問という形で出して、答申をいただいて、それをまた我々で決定したいと思いますので、これについてもよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 議案第17号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第17号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第8、議案第18号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料36ページをご覧ください。議案第18号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、めぐみ町を現在の今泉小中学校の通学区域から海老名小中学校の通学区域に変更する所要の改正を行うためでございます。

詳細につきましては山田就学支援課長からご説明申し上げます。

○就学支援課長 資料37ページをご覧ください。「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」の一部改正についての詳細でございます。

学校の通学区域を定めている海老名市立学校における学校教育法施行に関する規則について、通学区域の変更を目的に所要の改正を行う必要が生じたため、上程するものでございます。

1、対象となる学校でございます。海老名小学校、今泉小学校、有鹿小学校、海老名中学校、海西中学校、今泉中学校でございます。

資料43ページをご高覧ください。通学区域図となっております。上段が変更前の通学区域、下段が変更後の通学区域となっております。主に今泉小中学校の学区の下の部分、めぐみ町の部分を海老名小中学校に編入するもの、併せて、有鹿小学校・海西中学校区域となっておりますので、そこについても整理して、海老名小中学校に算定するものでございます。

それでは、37ページへお戻りください。2、改正内容です。改正文のとおりとなっておりますので、38ページ以降を後ほどご覧いただければと思います。

3、その他でございます。在校生につきましては、通学区域変更後も卒業までは本人の希望がない限り指定校は変更いたしません。令和7年度は施行前のため、指定校変更等については現行の通学域を基準といたします。めぐみ町の居住者が海老名小中への転校を希望する場合、学校境以外の指定校変更の理由が必要となっております。有鹿小学校、海西中学校の変更時期につきましては線路及び駅舎といった鉄道設備及び公共施設のみのため、児童生徒数に影響はありません。

4、施行日ですが令和7年12月1日を予定しております。

説明は以上です。

○伊藤教育長 西口の開発に伴う海老名小中学校から今泉小中学校と有鹿小学校も含めて、児童生徒数の増減がある中で、学区を変更して対応したいということです。これを見ると、前も確かに海老名小中学校のほうに国分団地の部分だけ入ったのですね。あれは学区を変更するときに、国分北の子どもたちも上星小学校から海老名小学校に選択区域になったりするので、国分団地の子どもたちには今泉小学校の子どもたちもいると思うのです。ただ、その線引きだけはこのように実施します。この線引きを見ると、泉町の部分が海老小中学校に入ってもおかしくはありません。というのも、線路の向こう側の子どもたちは、もともと海老小中学校に通っていたことがあるのです。

今泉小学校の児童数拡大への対応ということが1つの目的になると思うのですが、どれぐらい効果というか、どれぐらいの減少を見込まれているのですか。

○就学支援係長 めぐみ町にはマンションが2棟建っておりますが、もう1棟建設が進められている状況になります。3棟合わせて約1000戸以上のマンション群となりまして、最大規模のときには1年生から6年生、合わせて200名程度の影響があるものと考えております。

○伊藤教育長 分かりました。そういうことでございます。200名程度になります。学区変更の説明は地域や保護者には行っているのですか。

○就学支援課長 対象になるめぐみ町については、4月19日、マンションの方に今泉小学校まで来ていただいて説明いたしております。さらに、その後、市長の定例記者会見の場でも教育部長から発表しましたが、急増する今泉小学校では大変不安を覚えている保護者も多いということです。8月に今泉小学校の保護者向けには委員会で説明会を催す予定としています。

○伊藤教育長 変更ということは、自治会も含めて、そこに住んでいる方々に丁寧に説明して、ご理解を得ることが必要です。我々は行政として必要性があって行うのですが受ける側がそれをどのように受け止めていただけるか。でも、理解していただかなくてはいけないことなので、私もその立場ですが丁寧な説明を行って進めていきたいと思っております。

○濱田委員 めぐみ町から今泉小学校と海老名小学校との通学の距離、どちらが近いのでしょうか。

○就学支援係長 両方ともほぼ1キロ強というところで、あまり変わらない登校時間、距離となっております。

○濱田委員 駅を抜けるかどうかですね。

○伊藤教育長 そうですね。駅の間を抜けると安全性はあります。ただ、通勤ラッシュ等の時間はまた別でしょうが。あとは、駅の中のほうがある程度安全に抜けるといえば安全に抜けられて、ペDESTリアンデッキを通じて中を通っていくと道路に出ないで済むこともあります。

○武井委員 もう既にこの地区から海老名小中学校に移られている方もいますか。

○伊藤教育長 選択学区で海老名小中学校に変更する児童生徒はいるのですか。

○就学支援係長 めぐみ町から海老名小学校、中学校に通う場合には何か特別な事情があ

る場合のみとなっております、現時点では、正確な数は分かりませんが1組か2組ほど実際に通っている方がいらっしゃる状態となっております。

○武井委員 特別な理由がないと駄目なのですね。分かりました。

○伊藤教育長 今度変更になれば、逆に今泉小中学校へ通う分には現状の子どもたちは保証されるし、例えば兄弟だからうちの子はこちらに行かせたいという方はいらっしゃると思いますがそれは十分に理由になり得ます。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、今後説明会を開いて進めるということですので、議案第18号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第18号を原案のとおり可決いたします。

.....

続いて、日程第9、議案第19号は個人情報に関する案件であります。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当することから、会議を非公開としたいと思えます。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第9について、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第9を非公開といたします。

(非公開事件開始)

.....

(非公開事件終了)

.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。

※24ページに記載されている海老名市奨学生への申し込み人数については、65名から66名に修正することを教育委員会6月定例会で承認いただいております。